

埼玉おもてなし宣言事業所に関する募集・登録要領

1 目的

観光事業者や観光関係団体等が、自ら実践するおもてなしをホームページ上で宣言することにより、県内のおもてなし力向上の気運醸成を図る。

2 募集内容

(1) 募集対象

ホスピタリティ精神に富んだおもてなしを実践する県内の企業、団体とする。

- ①埼玉県内の宿泊・観光施設
- ②鉄道、バス、タクシー等の交通事業者
- ③飲食店および土産品販売店などの事業者
- ④市町村、市町村観光協会
- ⑤NPO、ボランティア団体 など

※ 上記企業・団体等のほか、おもてなしを実践する営業所、支店、グループ等の単位での登録も可能とする。

(2) 宣言内容

おもてなしの要素（ホスピタリティ、思いやり、郷土愛等）を踏まえた宣言とする。

(3) 宣言方法

おもてなしに関する宣言文を3つ以上作成し、埼玉県おもてなし力向上実行委員会（以下「委員会」という。）のホームページのエントリーフォームから登録することとする。

(URL <http://www.omotenashi-saitama.jp>)

◆ 宣言例

- ・笑顔でおもてなしをします
- ・県内の主な観光スポットを御案内します
- ・おもてなしに関する研修会を開催します
- ・地元の食材を生かしたお食事を提供します
- ・英語のメニューを用意します

3 登録の方法等

(1) 登録の決定

県は、登録内容を確認し、公序良俗に違反するものや単なる宣伝活動と認められる場合など本要領の趣旨に合わないものを除き、登録の決定をする。

(2) 登録期間

登録期間は、原則として平成29年3月31日までとする。

(3) 登録内容の修正及び取消

ア 修正

登録内容を修正する場合は、速やかにエントリーフォームから修正登録するものとする。

イ 取消

県は、登録者が虚偽の登録を行うなど、本要領で定める事項に反することが判明した場合は、登録を取り消すことができる。

4 登録の効果

県は、前記3の(1)に基づき登録の決定を行った場合は、速やかに委員会のホームページに取組内容等を掲載するとともに、認定シール及びおもてなし力向上に資するグッズ等を交付するものとする。

5 その他

県及び委員会は、登録者のおもてなしの実践内容等取材し広報を行うなど、おもてなし力向上の気運醸成を図るよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。